

チャイナクレジットレポート依頼書

ナレッジマネジメントジャパン株式会社 御中

下記申込者は、ナレッジマネジメントジャパン株式会社に対し、裏面のサービス利用規定に従い、下記の調査レポートを申し込みます。また、本依頼書にて一度申し込んだ調査依頼は、いかなる事情があっても取り消しません。

■チャイナクレジットレポート

(全て消費税別)

	言語	料金	数量	料金小計
普通	英語	15,000 円	部	円
	日本語	25,000 円	部	円
特急	英語	20,000 円	部	円
	日本語	30,000 円	部	円
超特急	英語	30,000 円	部	円
	日本語	40,000 円	部	円
合計			部	円

<お支払い方法>

料金は前払いとなります。お申込をいただきましたら、請求書をメール添付にてお送りいたします。お振込日をご連絡ください。振込み手数料は御社のご負担となります。ご入金が確認でき次第調査開始いたします。お振込日のご連絡がない場合、調査開始が遅れる場合がありますこと、ご了承ください。調査レポートはPDFファイルをメール添付にて納品いたします。

- 調査企業名・住所は詳細に中文と英文でご記入ください。分からぬ場合は空欄でかまいません。

調査企業名 (中文)	
住 所 (中文)	
電 話 番 号	
調査企業名 (英文)	
住 所 (英文)	

【お申込者】

御社名 :

御社名 (英文) :

ご署名 (サイン) :

お名前 :

ご所属 :

お申込年月日

ご住所 : 〒

電話 :

ファックス :

Email アドレス :

*当社記入欄 : infxps() py() cb() ps()

【チャイナクレジットレポート】サービスご利用規定

1. 本申し込みに基づき、ナレッジマネジメントジャパン株式会社（以下「甲」という）から申込者（以下「乙」という）に対し提供する各調査機関（以下「丙」という）のサービスに関するすべての情報は乙専用のものであり、会社、パートナーシップ、個人企業若しくはその他のビジネス系、政府系若しくは非営利系の組織又はそれらの株主、取締役、役員、パートナー、所有者若しくは従業員といった立場の人々に関連して、信用供与、保険、営業若しくはその他のビジネス上の決定を行う際の一つの要素としてのみ用いられる。当該情報を個人の資格を確立する要素として(1)個人、家族若しくは家計目的に主として用いられる信用供与若しくは保険のため、又は、(2)雇用のために使用することは明確に禁じられる。更に、当該情報を不公正な若しくは詐欺的な行為に使用することも禁じられる。
2. 甲はチャイナクレジットレポートにかかる損害賠償の責を一切負わないものとする。
3. 本契約に基づき提供されるすべての情報は厳秘とし、法令により要求される場合を除き、いかなる形態であれその全部又は一部を複製し、他人に開示又は利用可能としてはならない。これらの情報に関する質問は、いかなるものであれ甲ならびに丙に当該情報の標題を付して照会し、検証と究明を求めなければならない。乙は他人が使用することを目的として情報を要求すること、また本契約に基づき他人がその情報提供を要求することを認めてはならないことを明確に了解する。乙は情報を他人に助言又は勧告を与えることに関連して使用してはならない。情報は乙の内部的使用に限定されるものとする。上述の事柄を制限することなく、本契約に基づき提供されるいずれの情報も、第三者への販売又は提供を目的とした郵送リスト、テレマーケティングリスト、その他の営業又は調査用資料、又はその他データ編集物の全部若しくは一部の作成に使用してはならない。
4. 甲並びに丙が依拠すべき情報源が膨大であり、且つそれらに対して甲並びに丙の管理が及ばないことから、乙は、提供される情報の正確性、安全性、最新性、市場価値又は特定の用途に対する適合性を甲並びに丙が保証しないこと及び保証できないことを了承する。このような情報は通常個別の乙からの照会を契機とする別個の調査の成果物ではなく、一定期間毎に更新され改定されるものである。更に、個々のビジネス上の決定はある程度リスクの引き受けを意味すること、また甲並びに丙は責任を負わない。いかなる場合でも甲並びに丙は、たとえ当該損害が発生する恐れがあると知らされていた場合においても、間接損害についての責任を負わない。更に、本契約に基づき行われる事柄又は提供される事柄に関する甲並びに丙又はその従業員の作為又は不作為に起因して乙が被った損害に対して甲並びに丙が負う賠償額の総額は、当該損害の原因の如何に関わらず、また、侵害されたと主張される法律上の権利の如何に関わらず、本契約に基づき提供される情報サービスの対価として乙が支払った金額を超えないことに同意し、また、乙は当該金額を超える部分について甲並びに丙に対し訴訟を提起しないことを誓約する。
5. 法令により要求される場合及び甲並びに丙の書面による承認を得た場合を除き、乙は、甲並びに丙が情報源であると公表してはならない。上述の事柄を何ら制限することなく、甲並びに丙は、この購読に基づき甲並びに丙から得た情報に由来するいずれの引用又は声明についても、もっぱら自らの裁量により、その正確性を検証する権利を留保する。
6. 書面による本契約は主題に関する当事者間の完全で且つ唯一の契約であり、先行し付随するすべての表明、約定及び条件は本契約に統合される。本契約に盛り込まれていない表明、約定、保証又は条件は、いずれの当事者をも拘束しない。権利放棄又は本契約の改定は、書面において、甲及び乙の権限ある者が署名しなければ当事者を拘束しない。
7. 本契約は、日本国法により解釈、支配されるものとし、甲並びに丙および乙は、本契約に基づき派生する一切の紛争の第一審管轄裁判所を東京に所在する裁判所とすることに合意する。